

行政における生成AI利用と記録管理

―〈補助ツール〉ナラティブの再検討―

逢坂 裕紀子 国際大学 GLOCOM 研究員

1 はじめに

近年、民間企業だけでなく地方自治体においても、生成AIを活用した文章作成や要約、翻訳などの日常的な事務処理が広がっている。その一方で、こうした生成AIの利用が行政文書の作成過程にどのような変化をもたらしているのか、またその過程をどこまで記録管理の視野に含めるべきかについては、十分に検討されていない。地方自治体のアーキビスト^{※1}を対象としたインタビュー調査^{※2}からは、生成AIが主に補助的なツールとして理解されていることが示された。本稿では、このような生成AI理解が、どのような文書観や責任観に支えられているのかを検討する。

一見すると、このような理解は、最終版として登録・保存される文書を重視する既存の実務上の発想と、一定の連続性をもつように見える。今回のインタビュー調査では、人間が確認し、決裁を経て確定した文

書が中心的に扱われる一方で、その前段階にある草稿や素材は同じ水準では扱われにくい傾向が見られた。もともと、生成AIを用いた草稿作成の過程と、その後起案文書が作成され決裁に至る過程とは区別して捉える必要がある、この点を行政実務一般にまで広げて論じることには慎重でなければならない。

しかし、「生成AIは補助ツールであり、決裁を経た最終版のみが記録管理の対象として扱われる」という区分もまた、何を記録として重視し、何をその外に置くかという既存の文書管理の発想に支えられている。さらに、この問題は生成AIに限られるものではなく、新しい技術の利用過程で生じるデータや文書が文書管理システムの外に置かれやすいという、日本の公文書管理における従来の課題の延長上に位置づけられる。

本稿で用いる知見は、筆者らが実施した、地方自治体におけるAI利用と公文書管理への影響に関する調査に基づく。同調査は文献調査とインタビュー調査を組み合わせて実施したものであり、本稿では主としてアーキビストへのインタビューから得られた知見を用いて、生成AIが〈補助ツール〉として理解される構図と、その記録管理上の含意を理論的に検討する。

以下では、アーカイブズ学における記録管理の議論を踏まえつつ、とくに行政文書の作成過程において生成AIがどのように関与し、その痕跡がどこまで記録として把握されるのかを検討対象とする。問題となるのは、生成AIが関与した文書作成過程が記録として残されにくいことにより、後の説明責任や検証可能性を支える情報に空白が生じうる点である。なお、業務過程で作成・授受される行政文書一般を指す語として「文書」を用い、そのうち、説明責任や証拠性の観点から保存・管理の対象となるものを「記録」として位置づける。また、「文書管理」は現用段階を中心とする運用を、「記録管理」はより広く記録

の作成・保持・保存・利用をめぐる枠組みを指すものとして区別して用いる。

2 インタビュー調査からみる行政における生成AIの〈補助ツール〉理解

以下では、地方自治体のアーキビストへのインタビュー結果に基づき、行政実務のなかで生成AIがどのように理解されているのかを整理する。本節で示すのは、共同研究として実施した調査から得られた知見の概要であり、次節ではその理論的含意を検討する。

ここで確認されるのは、第一に、生成AIが草稿作成、要約、翻訳などの日常的な事務作業を支える補助的なツールとして把握されていること、第二に、そのため、プロンプト（生成AIへの入力指示）、対話履歴、中間出力が行政文書の外に置かれ、人間が確認した起案文書の最終版のみが記録管理の対象として扱われていること、第三に、専門的なAIシステムや委託業務におけるAI利用が見えにくく、アーキビストの認識が日常的な事務処理の支援に偏っていることである。

（1）生成AIの利用場面と補助的な利用という位置づけ

インタビューにおいて、アーキビストが挙げたAIツールとしては、チャットGPTやMicrosoft Copilotなどの汎用型生成AI、AI文字起こしツール、さらに自治体が庁内利用向けに導入・整備した生成AI環境や内部向けチャットボットなどがあつた。これらは主に、文書の草稿作成、要約、翻訳、定

型文の作成、表現の推敲、アイデア出しといった日常的な事務作業を支援するものとして認識されている。重要なのは、こうした利用が一貫して補助的なものとして語られている点である。生成AIの出力はあくまで草稿や参考資料にとどまり、行政判断の直接の根拠になることは想定されていない。

この理解は、何を行政文書として扱うかという線引きにも直結している。今回の調査では、AIの出力を職員が確認・修正したうえで作成された起案文書の最終版が、登録・保存の対象として中心に置かれていた。逆にいえば、プロンプト、応答履歴、中間出力、出力のバージョン、関連ログなどは、現行の枠組みでは原則として行政文書に位置づけられていない。ここでは、「AI生成物は下書きである」「人間が最終的に責任を負う」「確定した文書だけが行政文書として登録・保存される」という理解が一体のものとして受け入れられている。生成AIの出力に誤りがあつた場合でも責任は職員が負うべきだという認識が共有されており、このため、記録管理の焦点は、AI関与の有無そのものよりも、人間が確認した最終版に向けられる傾向が見られた。

その結果、生成AIの利用に伴う過程のデータを保存し、将来の検証や説明責任に備えるべきだという観点は、インタビューではほとんど見られなかった。また、多くのアーキビストは、生成AIの導入後も、文書管理システムに登録される行政文書の形式や内容には目立った変化がないと述べている。つまり、生成AIの影響は、正式登録される前の草稿作成や検討の過程に主として現れるものと理解されているのである。そして、その過程で生じるプロンプト、対話履歴、中間出力などは、文書管理システム上の登録対象になりにくいだけでなく、現行の文書管理のルールや仕組みにおいても、保存・検証の対象として明確には位置づけられていない。もっとも、アーキビスト自身も、各部署でどこまで生成AIが利用され、ど

のような運用ルールが定められているのかを体系的には把握しているわけではない。したがって、生成AIが補助的なツールとみなされること自体は広く共有されていても、その具体的な利用実態や生成の過程は部分的にしか見えていない。

(2) 委託業務におけるAI利用の把握の難しさ

インタビュ結果からは、AI利用がアーキビストにとって把握しにくい領域に広がっていることも示された。とりわけ委託業務では、自治体の外部でAIが利用されていても、その詳細は自治体内部、とくにアーキビストに共有されにくい。文献調査や他の事例研究では、固定資産税の土地評価調査などの委託業務で民間事業者がAIを用いている事例が確認されているが、インタビュでこうした利用が具体的に語られることはほとんどなかった。

その背景には、委託業務において自治体側が受け取るのが最終的な成果物や報告書に限られ、作業過程で生成されたデータや記録は事業者側にとどまるという契約上の運用がある。つまり、AIがどのようなデータを用いて処理し、どのような過程を経て出力に至ったのかは、自治体からは把握しにくい。結果として、アーキビストが思い描くAI利用のイメージは、庁内で行われる文書作成支援などの比較的把握しやすい利用に偏り、委託業務の内部で進行するAI利用は記録管理の対象として認識されにくい。このことは、行政におけるAI利用の全体像が、アーキビストにはなお部分的にしか把握されていないことを示している。

(3) 安全利用のガイドラインはあるが、記録管理には接続していない

インタビュによれば、多くの自治体では、生成AIの利用に関する内部ガイドラインやマニュアルが整備されつつある。ここでは、個人情報や機密情報の取り扱い、AI出力のそのままの使用を避けること、最終確認は人間が行うことなどが強調されていた。つまり、組織としての安全なAI利用のための運用上の知識は一定程度共有されている。

しかし、これらのガイドラインは、生成AIの利用に伴って生じるプロンプト、対話履歴、中間出力、ログ等をどのように位置づけ、保存対象とするのかという記録管理上の論点には、ほとんど踏み込んでいない。つまり、実務上の注意事項は整備されつつあるが、AI生成データを対象とする記録管理の枠組みにはなっていないのである。

加えて、組織構造の面でも、アーキビストがAI導入や運用の議論に十分関与できるとは言いがたい。多くの自治体では、AIやDXの導入は情報システム部門や業務担当部署が主導しており、アーキビストがその初期段階から関与することは多くない。とりわけ日本では、アーキビストが現用文書の運用段階に制度的に深く介入しにくいこともあり、AI利用に伴う記録管理上の論点が導入初期から十分に組み込まれにくい。

その結果、生成AIに関する知識形成は技術的・運用的な観点に偏り、記録管理や将来の説明責任に関する視点は後景に退く。どのようなデータや出力が生成され、何を保存対象とすべきかをアーキビストが把握しにくい構造があり、安全利用のための知識と記録管理の枠組みとのあいだには、なお制度的な乖離^{乖離}がある。

が残されている。

以上が、本稿が依拠する共同研究から得られた主な知見である。次節では、これを手がかりに〈補助ツール〉という理解の成り立ちと、その記録管理上の含意を検討する。

3—〈補助ツール〉ナラティブの構築と最終責任をめぐる限界

以下では、前節の知見を踏まえ、生成AIを〈補助ツール〉とみなす理解がどのように形づくられ、どのような記録管理上の帰結をもたらすのかを検討する。前節で見たように、地方自治体における生成AI利用は、文書作成を効率化する補助的なツールという枠組みのもとで理解されている。もともと、この理解は、技術の性質から自明に導かれるものではなく、既存の文書実務や責任のあり方のなかで構築されたものである。本節では、この理解の成り立ちを確認したうえで、それが生成AIの利用過程を記録管理の外側に置くことと、どのように結びついているのかを検討する。

(1) 生成AIを〈補助ツール〉とみなす解釈の構築

構築主義の立場では、技術の意味や役割は、技術それ自体によって自動的に決まるのではなく、人間と制度、実務、技術的装置の連関のなかで形づくられるものと考ええる。この観点から見れば、生成AIを草稿作成のための補助ツールと位置づける理解は、地方自治体の職員、アーキビスト、情報システム担当者、

ベンダー、文書管理の仕組みなどが織りなす実践のなかで成立している一つの理解であり、自明に与えられたものではない。インタビューで繰り返し示されたのは、生成AIが意思決定の主体ではなく、最終的な責任を人間が負うという前提のもとで、業務効率化の手段として位置づけられているという理解であった。

この理解は、草稿、メモ、参照資料などを最終版と同じ水準では扱わない実務上の発想と連続している。ここで重要なのは、生成AIは補助的なものにすぎないとする理解が、技術の性質から当然に導かれたものではなく、何を最終版の行政文書とみなし、何をその前段階の素材として扱うかという既存の実務のなかで形づくられているという点である。その結果、生成AIの利用過程を記録に残さないこともまた、自明の前提として受け入れられやすくなっている。ここで問われているのは、技術の意味づけだけではなく、どのような記録保持の実践が責任の構造や実務・監督のあり方を再編するのかわかる点でもある³³。

しかし、行政現場で生成AIが果たしている役割は、単なる下書き支援にとどまらない。職員が専門的知識を十分にもたない分野の下調べ、大量文書の要約、表現の整形などにおいて、AI出力は職員の理解や判断をあらかじめ方向づける。それにもかかわらず、最終的な決定を人間が行うという形式だけを根拠に、生成過程全体を補助的なものとして扱うことは、技術の影響を過小評価する一つの実務的・制度的な選択である。

しかも、この解釈が成立しているのは、行政内部で可視化されているAI利用が、主に草稿作成、要約、翻訳、校正といった日常的な事務処理の効率化に限られているからでもある。実際には、より強く判断に関与しうる専門的なAIシステムや、委託業務の内部に組み込まれたAI利用も存在するが、アーキビス

トの認識は主として汎用的な生成AI利用によって形成されている。このことは、生成AIを補助的なものとみなす理解が、見えている利用形態を基準に構成されていることを示している。その結果、記録の範囲もまた、その理解に即して狭く定められる。

また、決裁を経た行政文書の最終版の背後には、AIモデル、プロンプト、出力、各種の設定、契約、文書管理システムなど、複数の人間的・非人間的要素が関与する。それにもかかわらず、記録として残されるのは、その最終版にほぼ限られており、文書が作成され最終版に至る過程に作用した他の要素は記録管理の外側へ押し出される。その結果、行政判断を支えた過程を後から検証することは難しくなる。したがって、生成AIを〈補助ツール〉とみなす理解は、単に技術の位置づけを示すだけでなく、何を記録として残し、何を不可視のままにしてよいのかを定める境界線としても機能している。

（2）「人間が最終責任を負う」ことの原理的可能性と実質的境界

重要なのは、人間が最終責任を負うという現在の規範が、原理的にはもっともらしく見える一方で、実質的な検証可能性を必ずしも担保していないという点である。地方自治体のアーキビストへのインタビューでも、生成AIの出力には誤りが含まれるため、そのまま用いることはできず、最終的には職員が内容を確認し、責任を負うべきだという理解が共有されていた。したがって、行政文書として保存されるべきなのは、AIとのやりとりや中間出力ではなく、人間によって確認・修正され、正式に決裁された最終版であると考えられている。こうした理解は、一見すると、責任の所在を明確に保つための合理的な整理

のように見える。

しかし、ここで問題となるのは、その責任がどのように履行されたのかを、後から確認できるのかという点である。たしかに、人間が最終判断を行ったと言うことはできる。だが、どのようなプロンプトと出力を経て、何を採用し、どのような根拠で最終版が確定されたのかという過程が残していなければ、その責任の履行過程を後から十分にたどることは難しい。責任主体が人間であることと、その責任がどのように行使されたかを証拠に基づいて示せることは、同じではない。

この問題は、インタビューで得られた知見からも示唆される。少なくとも今回のアーキビストに対する調査の範囲では、生成AIを用いて作成された文書を、そうでない文書と区別して管理する仕組みや運用上の義務は明確には確認されなかった。ある調査協力者は、AI支援を受けて作成された行政文書と職員が独力で作成した文書とが、同じフォルダに区別なく保存されており、後から見た者にはその区別がつかないと述べている。人間が最終版を確認し、決裁したという事実は記録されるが、どのようなAI出力を参照し、何を根拠にそれを採用・修正したのかという過程は、体系的には残されにくい。

さらに、意思決定の過程そのものが記録に残りにくいという構造は、生成AIの導入以前からすでに存在している。別の調査協力者は、電子決裁システムに登録されるのは関係者の合意が整った最終版のみであり、複数の案が検討・修正されていく過程は共有フォルダに断片的に残るだけで、行政文書として管理されることはないと述べている。生成AIの利用は、この既存の構造のうえに重なる形で、過程の不可視性をいっそう強めうる。AI出力をどのように参照し、評価し、修正したのかという過程もまた、最終版の行政文書だけでは後からたどることができない。

ここで示されているのは、「人間が最終責任を負う」という原理が、AIの過程を十分に把握・記録したうえで成立しているのではなく、紙文書中心の既存の証拠体系に依存することで維持されているということである。言い換えれば、この原理は、AI利用の過程を記録しなくてよいことの根拠というより、既存の記録体制のもとでAIの関与を見えにくくする実務上の枠組みとして機能している。AIの利用が補助的であるとみなされるかぎり、その内部過程は記録として残されず、結果として、人間が確認・決裁した起案文書の最終版だけが証拠として残る。だが、そのことは同時に、人間の責任判断がどのようなAI支援のもとで形成されたのかを、後からたどれなくする。

構築主義の観点から見れば、生成AIを意思決定の外に置き、最終責任を人間に帰属させる語りは、技術の影響を補助的なものとして位置づけるためのレトリックでもある。そのレトリックが、過程のデータの保存を不要とする実務と結びつくことで、原理としての責任と実質的な検証可能性とのあいだに隔たりが生じている。したがって、人間が責任を負うという原則を維持するためにも、AIがどのように関与したかを後からたどりうる記録を一定程度残し、将来の検証可能性を確保することが必要である。

4—生成AIの利用過程をめぐる記録管理の再設計に向けて

前節までの検討から、行政における生成AI利用を〈補助ツール〉とみなし、その生成過程を記録管理の対象外とする現在の理解は、特定の文書観と責任観に支えられたナラティブとして捉えられる。他方で、AIが関与する過程をどのように記録として扱うかについては、海外の公文書館や記録管理機関において

も検討が進みつつある^{*4}。本節では、こうした論点を踏まえつつ、この前提を見直したときに、どのような方向で記録管理の枠組みを再考できるのかを検討する。もともと、この課題は、既存のデジタル文書管理が十分に整備されていない状況のなかで生じている。したがって、生成AIに特化した包括的な制度を一挙に構築するのではなく、後の説明や検証が問題となりやすい業務から、段階的に論点を整理していくことが求められる。

(1) 生成AI利用過程をどこまで残すのか

まず問われるべきは、生成AIが関与するプロセスのうち、どの部分を、どの程度の粒度で記録として残すべきかである。生成AIの関与が文書内容の形成に一定の影響を与えている以上、少なくとも一部のプロセス情報については、将来の説明責任や検証可能性の観点から、記録化の要否が検討課題となる。

もともと、すべての生成AI利用についてプロセスを完全に保存することは、コスト、運用負荷、プライバシーの観点から現実的ではない。したがって重要なのは、全面的に保存するか、まったく保存しないかという二者択一ではなく、後の検証や説明が問題となりやすい業務から優先的に、どの水準の情報を残すかを考えることである。たとえば、住民の権利・義務に直接関わる通知文や処分文書、方針形成に関わる文書、長期的に参照される報告書などは、その対象として検討しうる。

その際、対象として考えられるのは、いつ、どの業務で、どのツールや環境が利用されたのかを示す基本的なメタデータ、重要な文書作成において用いられた主要なプロンプトと出力、さらに、AI出力をど

のように採用・修正したかが追える範囲の修正履歴である。こうした情報は、AIの処理過程を文書化するパラデータ (paradata) の議論とも接続する*5。必要なのは、AIそのものを抽象的に保存対象とすることではなく、AIが関与した行政プロセスに即して、AI利用の有無と代表的な過程情報を、説明責任の重さに応じて選択的に残すという発想である。

(2) 契約・ガイドライン・組織構造の見直し

次に重要なのは、ガイドラインや契約の水準で、生成AIプロセスを記録管理の対象としてどのように位置づけるかという点である。現在、多くの自治体の生成AIガイドラインは、個人情報や機密情報の入力制限、誤情報への注意喚起、人間による確認の徹底といった、安全利用のための運用上の知識を提供している。しかし、それらは、AI生成データをどのように記録として位置づけ、どの範囲で保存し、将来の検証可能性をどのように担保するのかという課題には十分に応えていない。したがって、今後のガイドラインでは、安全利用の注意事項に加えて、AI関与の記録をどのように扱うかという論点も整理される必要がある。

とりわけ契約は重要である。委託や外部サービスの利用では、行政が最終責任を負う一方で、業務過程に関わるデータや記録が受託事業者やベンダーの管理下に置かれるという構図は、AI利用以前から存在している。生成AIの導入は、この既存の問題を消すのではなく、どの過程を記録として残し、誰がアクセスできるのかという論点をいっそう先鋭化させる。したがって、AI利用が見込まれる調達や委託契約

では、最終成果物だけでなく、説明責任の履行に関わる最小限のプロセス情報について、誰が、どの形式で、どの期間保存し、問題発生時に誰がアクセスできるのかを、あらかじめ整理しておく必要がある。

また、この課題は契約だけでなく、組織内部の役割分担にも関わる。AI導入や運用が情報システム部門や業務担当部署に偏る一方で、記録管理の観点が後景に退けば、何を残すべきかという判断自体が制度の外に置かれやすい。その意味で、生成AIをめぐる記録管理の課題は、ガイドラインや契約の見直しに加え、記録管理の視点を導入初期からどのように位置づけるかという問題としても捉えられる。

以上の論点は、生成AIを記録管理の外側に置き続けないための最低限の検討課題を示すものである。生成AIをめぐる記録管理の問題は、新たな負担を付け加えるだけの課題ではない。むしろ、既存のデジタル文書管理の不備があるからこそ、この問題はいっそう顕在化する。したがって、AI対応と記録管理改革は別個の課題ではなく、説明責任を支える証拠構造をどのように立て直すかという、一体の問題として捉える必要がある。

5 おわりに

以上、本稿では、地方自治体における生成AI利用をめぐる現在の理解、すなわち、生成AIを〈補助ツール〉と位置づけ、その生成過程を記録として残す必要はないとするナラティブを再検討してきた。本稿で示したのは、少なくとも本稿で扱った事例においては、この理解が、最終版を中心に据える文書観と、「人間が最終責任を負う」という責任観によって支えられているということである。しかし、生成AIの

導入によって生じうる問題は、単なる技術的不確実性ではなく、説明責任を支える証拠構造の空洞化にある。AI支援を受けた行政実務が後に検証の対象となったとき、行政はその文書がどのような過程を経て形成されたのかを説明する必要に直面しうるが、プロンプト、ログ、中間出力、契約上のデータ管理条件が十分に残されていないければ、その説明は最終版の行政文書だけでは支えきれない。ここに生じる説明責任上の空白こそが、本稿で検討してきた問題である。

とりわけ、委託や外部サービスへの依存のもとでAI利用が進む場合、責任主体としての行政と証拠を保持する主体とが分離し、その空白はさらに拡大しやすい。だからこそ、生成AIを「補助ツール」とみなし、その過程を残さなくてよいとする理解を見直し、後の説明や検証が問題となりやすい業務から、最小限の記録化を段階的に検討していく必要がある。生成AIをめぐる記録管理の課題は、新技術への対応にとどまらず、説明責任を支えるためにどの情報を残すべきかを再考する課題として捉え直されるべきである。

註

*1 本稿でいうアーキビストとは、主として公文書館等において、移管後の記録群の保存・評価・提供等に従事する専門職を指す。一般的な意味でのデジタル情報管理担当者一般を指すものではない。

*2 本稿は「InterPARES Trust AIの「Management and Administration」作業部会に属する日本チームの研究「Use of AI Tools in Local Governments and its Implications on Public Records Management」（地方自治体におけるAIツールの使用と公文書管理への影響）研究代表者＝橋本陽の成果の一部をもとにしている。当該調査は、自治体によるAIツールの使用が公文書管理に及ぼす影響について、記録の作成者と保存管理者がどのような認識を持っているかを把握することを目的として、文献調査とインタビュー調査を実施した。文書作成課を対象とした調査は協力者の確保が難しく限定的となったが、アーキビストを対象とした調査では、電子公文書管理に関する論者を公表している公文書館等に所属する、延べ6機関7人の協力を得て、2024年12月から2025年5月にかけてインタビューを行った。本稿では、そのうち主にインタビューから得られた知見を用いる。なお、その理論的解釈および本稿における見解は、筆者の責任において述べるものである。

・InterPARES Trust AI, "InterPARES Trust AI," <https://interparestrustai.org/> (最終閲覧2026/3/10)

*3 Chappidiらは、AIの透明性と説明責任を支えるための記録保持それ自体が、社会技術的な過程を再編し、そこから下流の影響を生み出すことを「アカウンタビリティ・キャプチャ」として理論化している。彼らは、説明責任のための記録保持が、①対象業務の分析、②記録すべき行為や情報の定式化、③その要求に沿うような実務の再編と適合の強制、④記録・追跡のための技術的・組織的仕組みの実装、⑤そこで得られた記録の分析・監査・再調整、という過程を通じて、組織の実務や監督のあり方そのものを作り変えていくと論じている。さらに、こうした記録要求の拡張は、従業員行動の監視、プライバシーやデータ保護をめぐる緊張、現場からの抵抗といった副作用を伴いうる。したがって、どの痕跡をどの程度残すのかという決定は、単なる技術的・事務的判断ではなく、責任の構造と実務の編成を方向づける規範的選択でもある。

・Chappidi, S., Cobbe, J., Norval, C., Mazumder, A., & Singh, J. (2025) "Accountability Capture: How Record-keeping to Support AI Transparency and Accountability (Re)shapes Algorithmic Oversight," arXiv preprint. <https://arxiv.org/abs/2510.04609> (最終閲覧2026/3/10)

*4 AIが関与する過程をどの水準まで記録として残すべきかについては、少なくともオーストラリア国立公文書館（NAA）が先行的な検討例を示している。NAAのガイダンスは、生成AIアシスタントの出力が主要なドラフトとして保持される場合には、関連するプロンプトや入力情報も保持対象となりうること、また採用選考や規制遵守評価のようにAIが判断支援に関

与する事例では、ランキング結果や要約、入力データ、ログ、設計文書、モデルや設定に関する情報も記録として保持しうることを具体的に示している。他方、米国国立公文書館（NARA）も、AI利用ユースケースのイベントリやAIコンプライアンス計画を公表しており、記録管理機関自身がAI活用でガバナンスの枠組みを整備しようとしていることがうかがえる。

- National Archives of Australia (2025) "Information management for records created using Artificial Intelligence (AI) technologies." <https://www.naa.gov.au/information-management/manage-information-assets/types-information/information-management-records-created-using-artificial-intelligence-ai-technologies> (最終閲覧2026/3/10)
- National Archives and Records Administration (2025) "Inventory of NARA Artificial Intelligence (AI) Use Cases." <https://www.archives.gov/ai> (最終閲覧2026/3/10)
- National Archives and Records Administration (2025) "NARA 2025 AI Compliance Plan for OMB Memorandum M-25-21." <https://www.archives.gov/files/nara-2025-ai-compliance-plan-final-v1-09-18-2025.pdf> (最終閲覧2026/3/10)

＊5

生成AIの処理過程の文書化をめぐっては、InterPARES Trust AIのプロジェクト「ペリデータ（paradata）」概念を用いた議論が進められている。InterPARES用語定義では、paradataとは、情報資源を作成・処理するために用いられた手続きやツールに関する情報で、それらの手続きを担当した人に関する情報を指す。メタデータとは、記録管理論の文脈では、いつ、どこで、paradataは、AIの処理過程を後から検証可能にするための文書化対象として位置づけられている。本文で挙げた「この業務」のシールや環境が利用されたのかを示す基本的メタデータ、半導体プロセスを用いた修正履歴とった項目が、このparadataの射程に含まれる。

- InterPARES Trust AI, "Research Studies." https://interparustrustai.org/trust/about_research_studies (最終閲覧2026/3/10)
- InterPARES Trust AI, "paradata." Terminology Database. <https://interparustrustai.org/terminology/term/paradata> (最終閲覧2026/3/10)
- Cameron, S., Franks, P. C., & Hamidzadeh, B. (2023) "Positioning Paradata: A Conceptual Frame for AI Processual Documentation in Archives and Recordkeeping Contexts." *Journal on Computing and Cultural Heritage*, 16(4): 1-19.
- Cameron, S., & Hamidzadeh, B. (2024) "Preserving paradata for accountability of semi-autonomous AI agents in dynamic environments: An archival perspective." *Telematics and Informatics Reports*, 14: 100135.
- Davet, J. E., Hamidzadeh, B., Franks, P. C., & Bunn, J. (2022) "Tracking the Functions of AI as Paradata & Pursuing Archival Accountability." *Archiving Conference*, 19(1): 83-88.
- Cameron, S., Franks, P. C., Huvila, I., & Mooradian, N. (2025) "Navigating accountability: the role of paradata in AI documentation and governance." *Journal of Documentation*, 81(4): 906-926.



GLOCOMウェブサイトにて、全文ダウンロードいただけます。

印刷版は、Amazon.co.jpにてご購入いただけます。



<https://www.glocom.ac.jp/publicity/chijo/11795>

智場 #125

情報社会研究のポリログ — AI、ガバナンス、智の実装

責任編集	伊藤 将人、小林 奈穂
監修	砂田 薫
編集・制作進行	武田 友希
発行人	松山 良一
発行日	2026年7月9日
発行所	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター (GLOCOM) 〒106-0032 東京都港区六本木6-15-21 ハークス六本木ビル 2F URL https://www.glocom.ac.jp/ TEL 03-5411-6677 E-mail inquiry-glocom@glocom.ac.jp
印刷・製本	株式会社 紙藤原
校閲・校正	濱田 美智子
表紙・装丁	株式会社 コンセント

『智場』は、国際大学グローバル・コミュニケーション・センター (GLOCOM) が発行している機関誌です。

「智場」は、「知識や意見の交換と流通の場」を意味する言葉です。

1995年に創刊され、情報社会学のフロンティアに挑み続けています。

©Center for Global Communications, International University of Japan, 2026.